

第2回自然環境保全基礎調査要綱

第8 干潟・藻場・サンゴ礁分布調査

1978

環境庁自然保護局

第8 干潟、藻場、サンゴ礁分布調査

	目 次	頁
干潟、藻場、サンゴ礁分布調査要綱	3
別紙1 干潟、藻場、サンゴ礁調査実施要領	5
別紙2 干潟分布図	29
別紙3 藻場分布図	33
別紙4 サンゴ礁分布図	36
別紙5 干潟調査票	39
別紙6 藻場調査票	45
別紙7 サンゴ礁調査票	51
別紙8 報告書作成要領	56
別紙9 干潟、藻場、サンゴ礁分布図帳作成要領	62

	表 目 次	頁
表1 消滅理由区分表	17
表2 消滅域現況区分表	18
表3 干潟植生区分表	19
表4 シギ、チドリ類渡来状況区分表	20
表5 鳥獣保護区設定状況区分表	20

表 6	清澄度区分表	21
表 7	臭気の発生状況区分表	22
表 8	ゴミ等の漂着状況区分表	23
表 9	経年変化区分表	25
表 10	藻場疎密度区分表	25
表 11	オニヒトデ被害状況区分表	28

干潟、藻場、サンゴ礁分布調査要綱

1 調査の目的

干潟、藻場、サンゴ礁のわが国における分布状況を調査する。

2 調査実施者

国が都道府県に委託して実施する。

3 調査対象地域

日本沿岸域全域とする。

4 調査実施期間

契約締結の日から昭和 54 年 3 月 31 日までとする。

5 調査内容

調査する事項は次のとおりとする。

(1) 位置・面積

(2) タイプ

(3) 環境の現況等

6 調査方法

地形図、空中写真の読取り、既存資料、その他知見の収集等により行う。

また、必要に応じて、現地確認調査、聞きとり調査等を実施する。

調査方法の詳細は、別紙 1「干潟・藻場・サンゴ礁調査実施要領」による。

7 調査結果のとりまとめ

受託者は、調査結果を、下記の図票にとりまとめる。

(1) 干潟分布図、藻場分布図、サンゴ礁分布図

干潟、藻場、サンゴ礁の分布域等を、別紙 2「干潟分布図」、別紙 3「藻場分布図」、別紙 4「サンゴ礁分布図」にならい、国土地理院発行の 1 / 5 万地形図に表示する。

(2) 干潟調査票、藻場調査票、サンゴ礁調査票

調査した事項は、別紙 5「干潟調査票」、別紙 6「藻場調査票」、別紙 7「サンゴ礁調査票」にとりまとめる。

8 調査結果の報告

受託者は調査結果をとりまとめ、報告書 150 部と干潟・藻場・サンゴ礁分布図帳各 1 部をそれぞれ、別紙 8「報告書作成要領」及び別紙 9「干潟・藻場・サンゴ礁分布図帳作成要領」により作成し、昭和 54 年 3 月 31 日までに環境庁自然保護局長あて提出する。

<別紙 1 >

干潟・藻場・サンゴ礁調査実施要領

1. 通 則

第2回自然環境保全基礎調査干潟・藻場・サンゴ礁分布調査は、この実施要領に従って行う。

2. 調査対象

(1) 干 潟

当調査で対象とする干潟は、⁽¹⁾現存するか、あるいは、1945年以後に、人為的に消滅したもので、次の要件のすべてに該当するものとする。

ア、 前浜干潟、河口干潟（河川区域を除く）、潟湖干潟であること。

イ、 面積が1ha以上であること。⁽²⁾

(2) 藻 場

当調査で対象とする藻場は、現存するか、あるいは、1973年以後に消滅したもので次の要件のすべてに該当するものとする。

ア、 海域（潟湖を含む）内に存する、アマモ場、ガラモ

場、コンブ場等であって、水深がおおむね 20m 以浅のものであること。

イ、 面積が 1 ha 以上であること。

(3) サンゴ礁

当調査で対象とするサンゴ礁は、現存するか、あるいは 1973 年以後に消滅した石サンゴ類の群落とする。

ただし、トカラ列島以南では、群落面積が 1 ha 以上のものとする。

3 . 調 査 区

(1) 調査は調査区ごとに行う。

(2) 干潟の調査区は、次のように定める。

ア、 現存する干潟については、原則として同タイプの干潟の 1 分布域を 1 調査区とする。

ただし、分布域が長大な場合は、河口、湾（みお）岬角等の自然地形で適宜区分して 1 調査区とすることができる。

また、小分布域が近接している場合は、まとめて 1 調査区とすることができる。

イ、 消滅した干潟については、埋立等の工区ごとに区分

して、1調査区とする。

(3) 藻場の調査区は、次のように定める。

ア、 現存する藻場については、原則として、1分布域を、1調査区とする。

ただし、分布域が長大な場合は、河口、湾、岬角等の自然地形で適宜区分して1調査区とすることができる。

また、小分布域が近接している場合は、まとめて1調査区とすることができる。

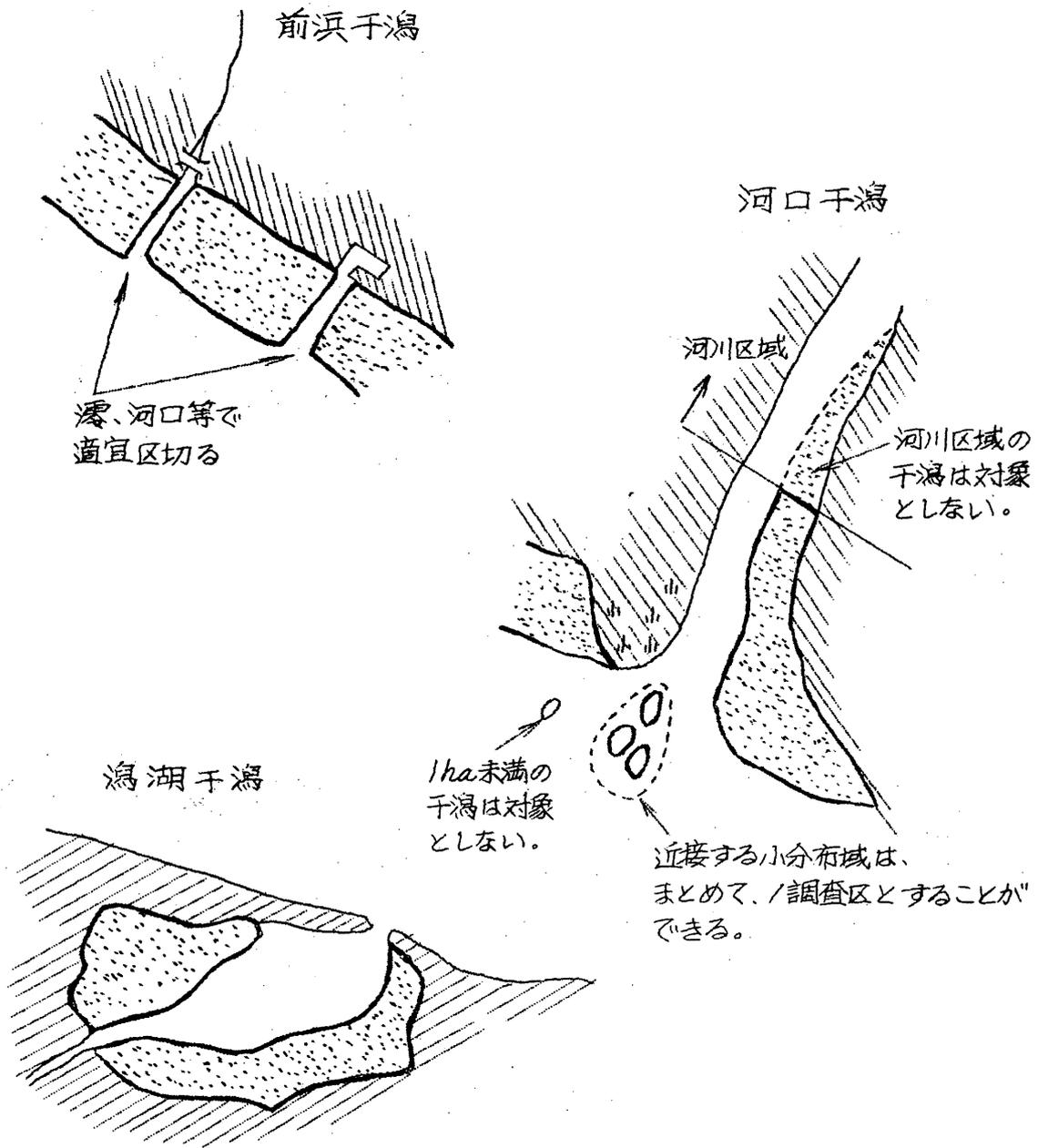
イ、 消滅した藻場については、1消滅域を1調査区とする。

(4) サンゴ礁の調査区は、次のように定める。

岬角、河口等の自然地形により分割された比較的大規模な地形的まとまりを1調査区とする。

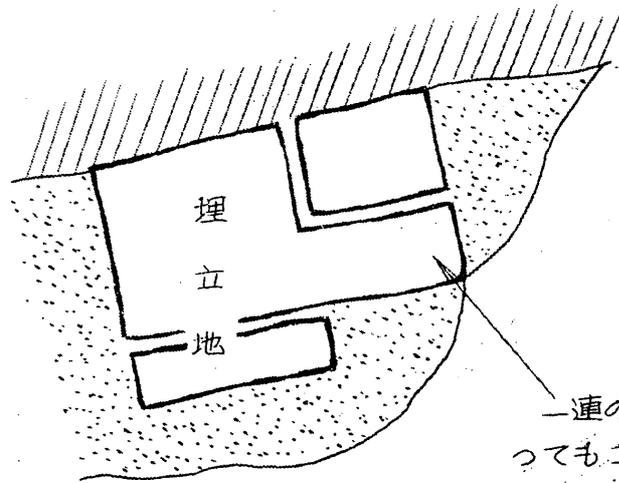
(参考 1)

調査区の設定(干潟)

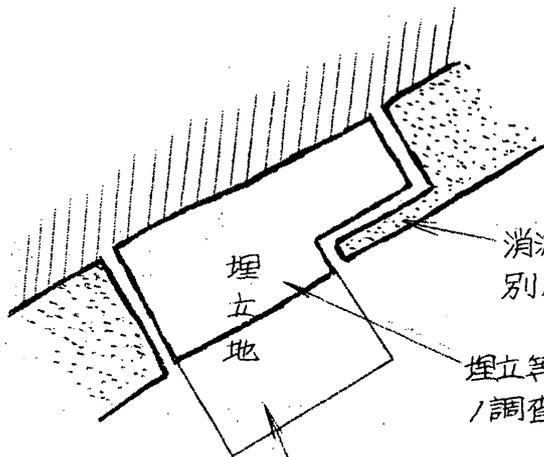


河川区域にある潟湖でも、潮の干満によって干潟が出る場合には調査対象とする。

(参考 1 - 2)



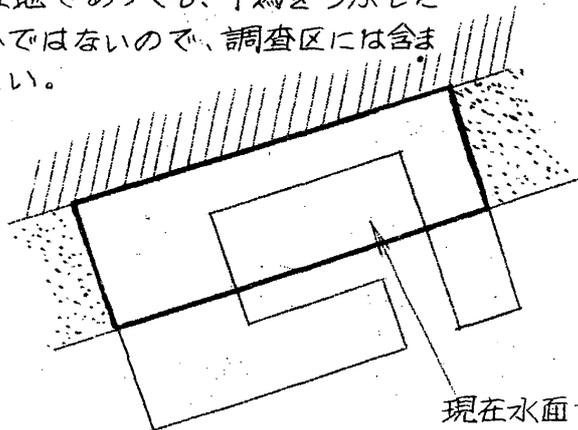
一連の埋立地等であっても工区(施工区)ごとに調査区は別にする。



消滅域と、現存する干潟とは、別々の調査区とする。

埋立等により消滅した干潟部分を1調査区とする。(淡赤色に彩色)

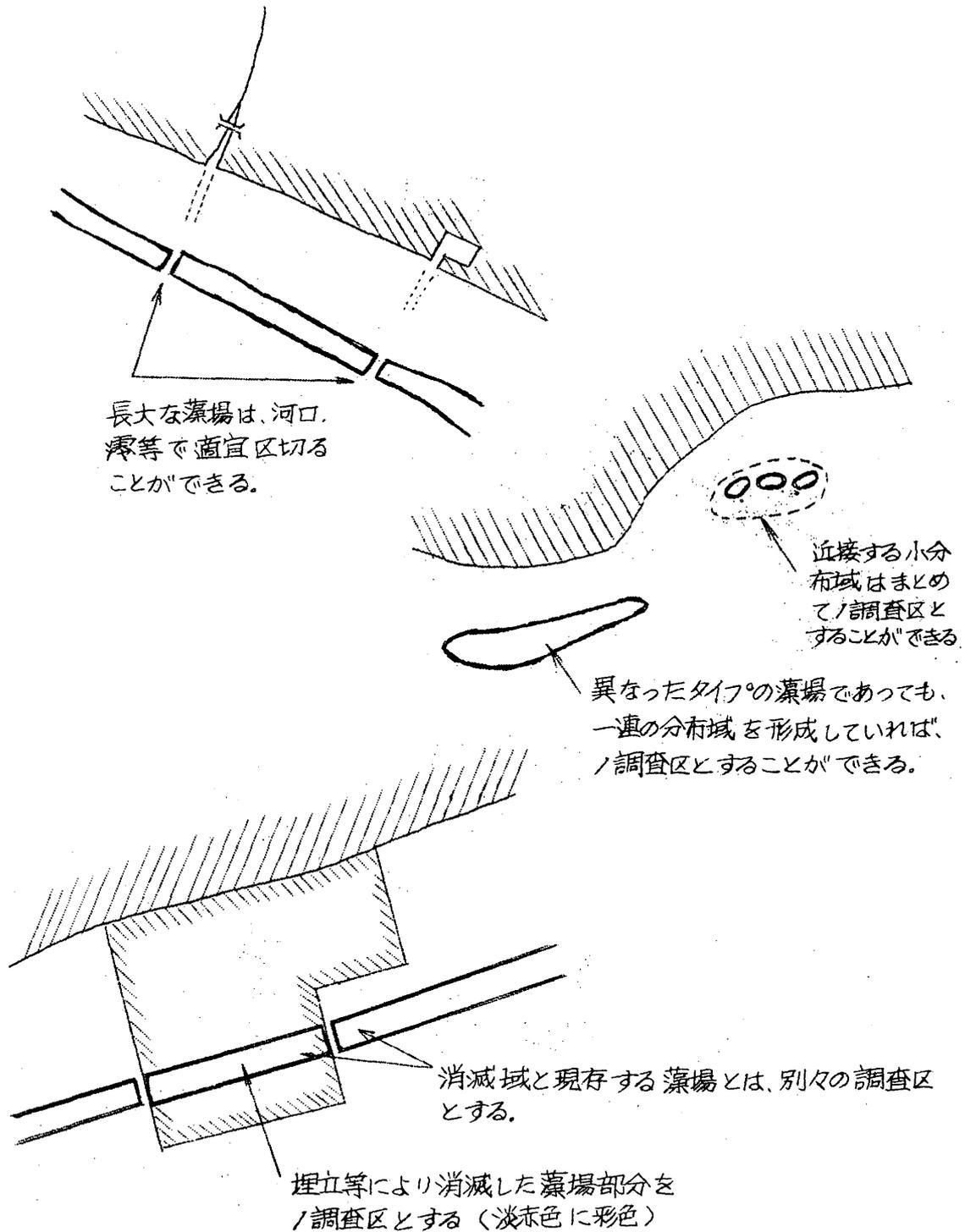
埋立地であっても、干潟をつぶした部分ではないので、調査区には含まれない。



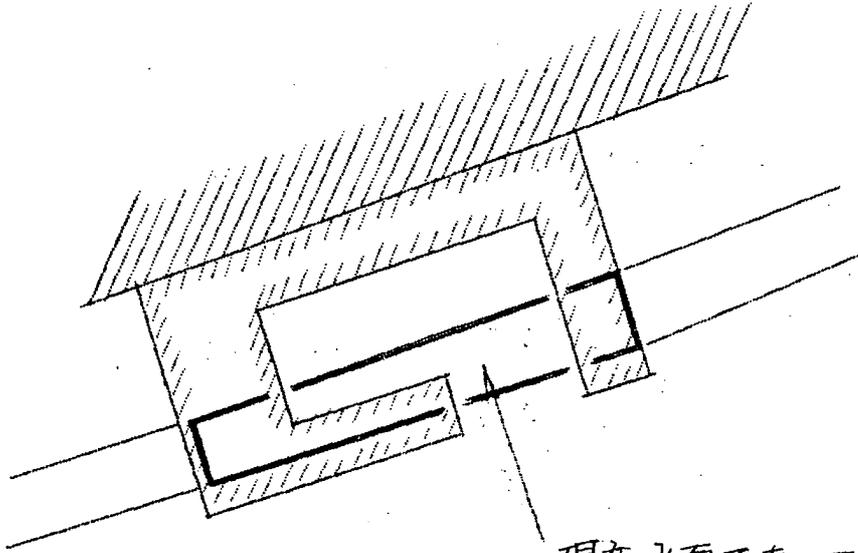
現在水面であっても、浚渫により干潟が消滅しているため調査区に含まれる。

(参考 2)

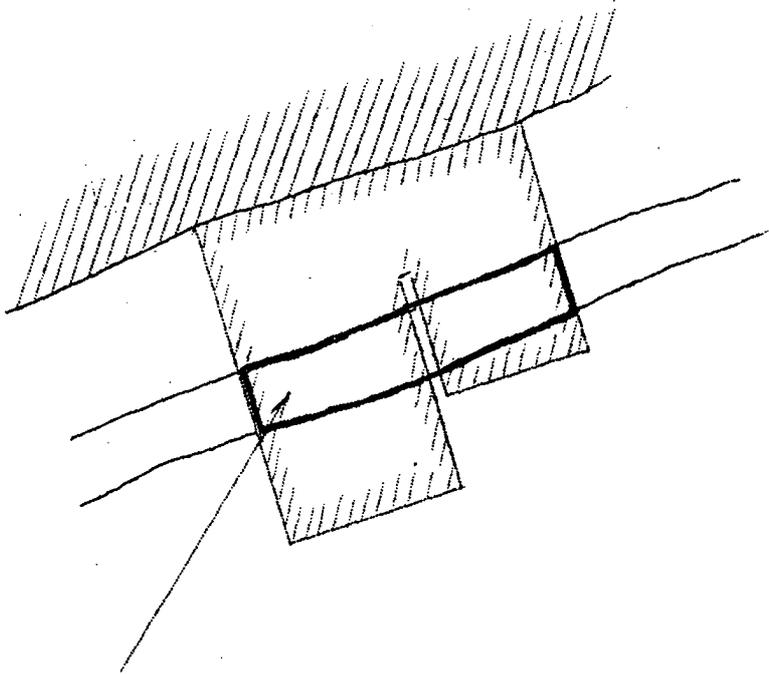
調査区の設定 (藻場)



(参考 2 - 2)



現在水面であっても、浚渫により
藻場が消滅しているのを調査区
に含める。

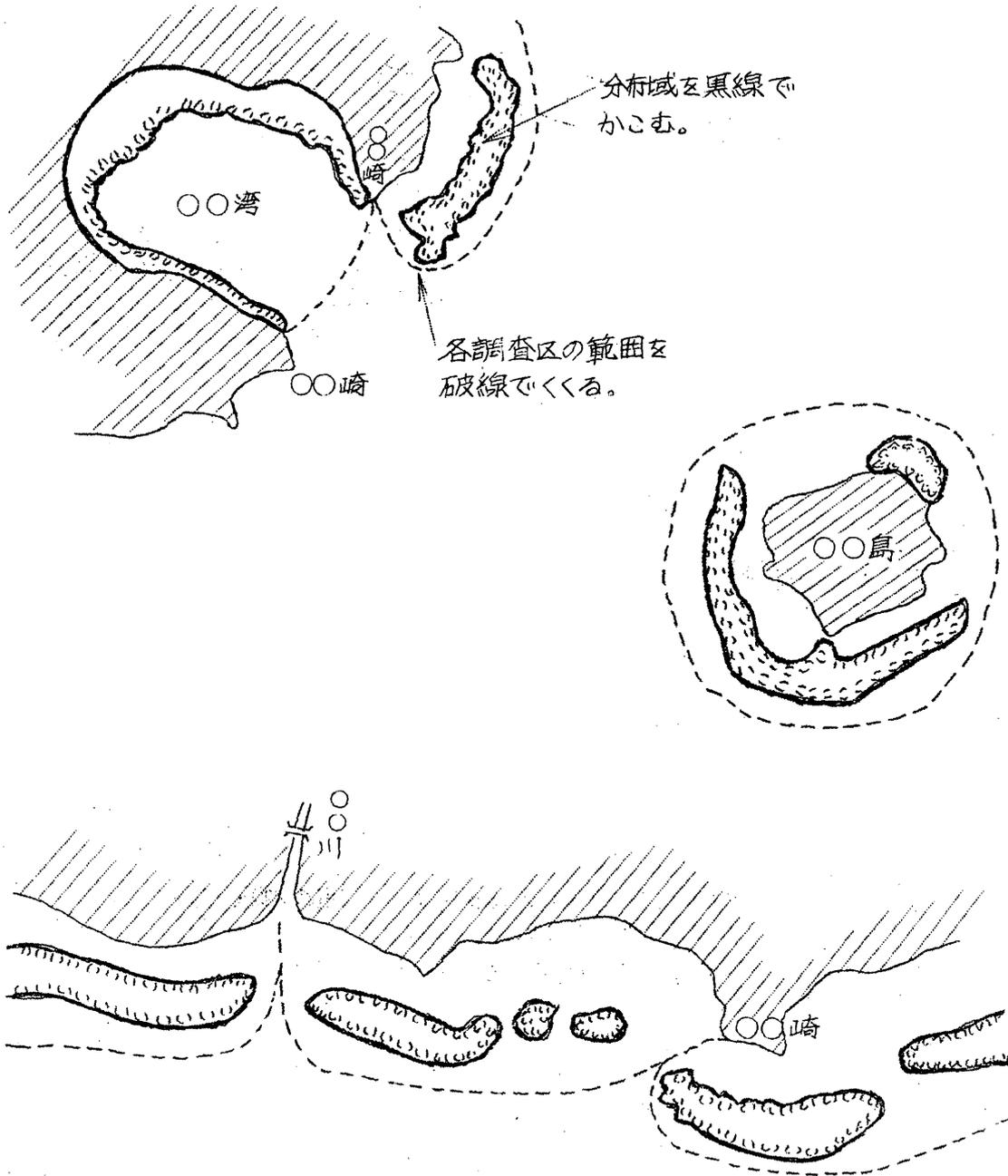


埋立等の工区が異なっても、一連の消滅域は
ノ調査区とする。
(干潟調査とは異なることに注意！)

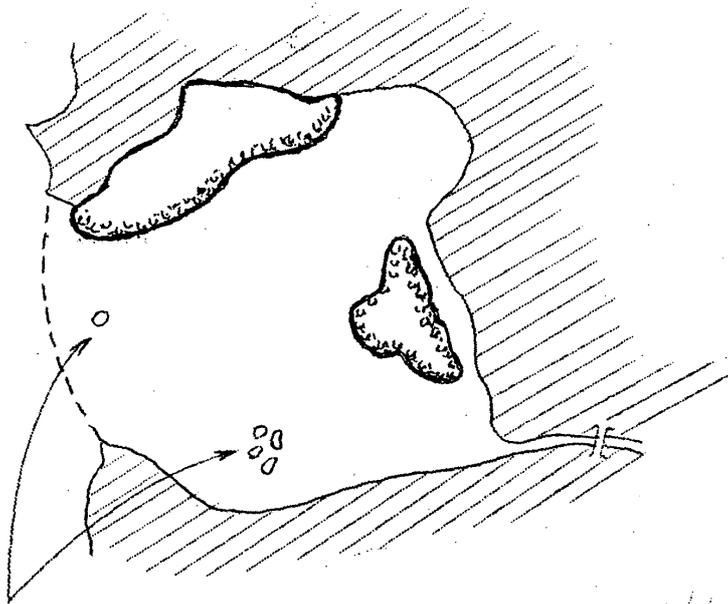
(参考 3)

調査区の設定(サンゴ礁)と分布域の表示

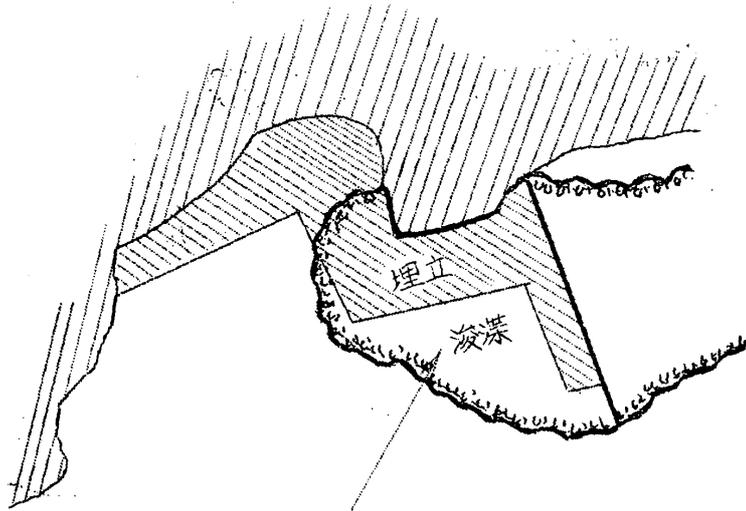
(1) トカラ列島以南の場合



(参考3 - 2)



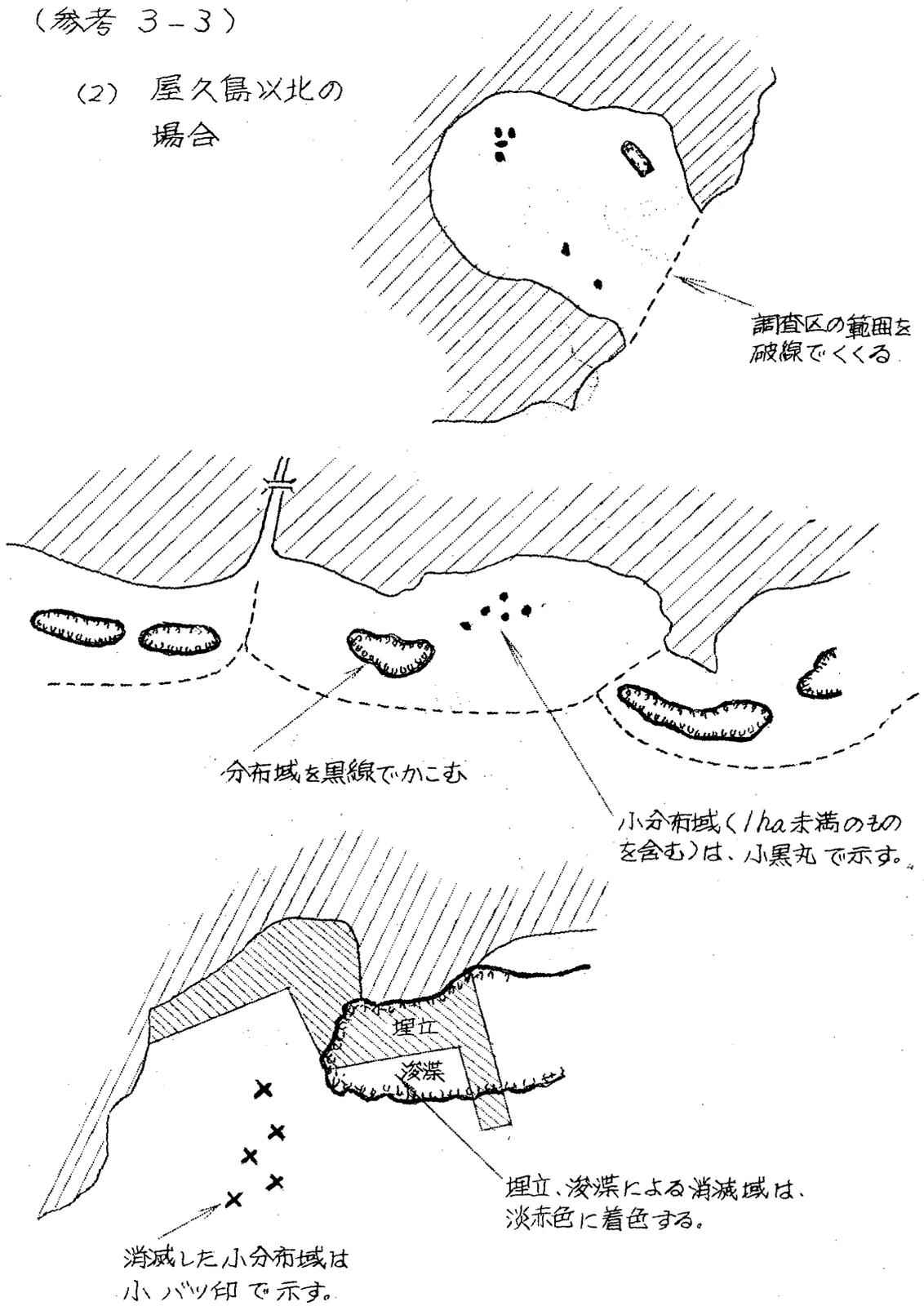
小サンゴ礁(1ha未満)は
調査対象としない。



埋立、浚渫による消滅域は、
淡赤色に着色する

(参考 3-3)

(2) 屋久島以北の
場合



4. 調査事項

調査する事項は次のとおりとするが、ア、については、必ず調査することとし、イ、以下については、既存の資料、知見を収集する。⁽³⁾

(1) 干潟

- ア、 位置・面積・タイプ
- イ、 底質の状況
- ウ、 主な生物の生息状況
- エ、 レクリエーション的な干潟の利用方法
- オ、 干潟部分の海水の清澄度、ゴミの漂着等の汚染状況
- カ、 開発計画の有無

(2) 藻場

- ア、 位置・面積・タイプ
- イ、 藻類優先種・最も繁茂する時期の疎密度・繁茂状況の経年変化
- ウ、 藻場の海水の清澄度
- エ、 開発計画の有無

(3) サング礁

- ア、 位置・面積

- イ、 優先するサンゴの形態
- ウ、 オニヒトデ被害
- エ、 サンゴ礁の海水の清澄度
- オ、 開発計画の有無

5. 調査方法

調査方法は、次のとおりとする。

(1) 干 潟

ア、 分布域・消滅域の決定

(ア) 分布域については1 / 5万地形図に表示されている干潟を基本とし、空中写真の読みとり、既存資料、その他の知見を参考として調査を行う。(4)

(イ) 消滅域については、消滅前の1 / 5万地形図、埋立免許関係書類等の既存資料、その他の知見を参考として調査を行う。

イ、 面積の測定

面積の測定方法は、日林協式点格子板を使用することを原則とする。

ただし、この方法が不適当な場合は、「沖出し幅×延長」等で算出してもさしつかえない。

数値は1 ha単位(1 ha未満4捨5入)とする。

ウ、 消滅時期

消滅時期は、埋立免許関係書類等の既存資料、その他の知見を参考として調査を行う。

消滅した時点は、工事着手時とする。

エ、 消滅理由

消滅した干潟について、消滅の理由を次の区分に従って調査する。

表1 消滅理由区分表

コード	消滅理由区分
1	埋 立 て
2	干 拓
3	浚 渫
4	そ の 他

オ、 消滅域現況

消滅した干潟が、現在主にどのように利用されているか、次の区分に従って調査する。

表2 消滅域現況区分表

コード	現況区分
1	緑地・未利用地
2	農 業 地
3	市 街 地
4	工 業 地
5	水 面
6	その他（飛行場など）

カ、タイプ

各調査区内の干潟の主たるタイプについて、次の区分のいずれに該当するか調査する。

- (ア) 前浜干潟
- (イ) 河口 "
- (ウ) 潟湖 "

キ、底質

各調査区の底質の状況について、次の区分のいずれに該当するか、既存の資料、知見の得られた調査区に限り、判断する。

(ア) 岩 石

(イ) 礫

(ウ) 砂

(エ) 泥

ク、 植 生

現存する干潟を対象とし、各調査区内の主な植生について、次の区分に従って、既存の資料、知見の得られた調査区に限り、判断する。

表3 干 潟 植 生 区 分 表

コード	植 生 区 分
0	干潟内には植生はない
1	冠水草原（草本：アシ、オギ等）
2	塩沼植生（草本：アッケシソウ、シチメンソウ等）
3	塩沼植生（木本：マングローブ）
4	その他の植生

ケ、 鳥 類

(ア) 既存する干潟を対象とし、当該干潟に渡来するシギ、チドリ類の状況について、次の区分に従って、

既存の資料、知見の得られた調査区に限り判断する。

表4 シギ、チドリ類渡来状況区分表

コード	シギ、チドリ類の渡来状況
0	シギ、チドリ類の渡来はほとんどない
1	シギ、チドリ類の渡来地ではあるが、大型シギ類は、ほとんど見られない
2	大型シギ類を含む渡来地である。

(注) 大型シギ類とは、ダイシャクシギ、ハウロクシギをいう。

- (イ) 現存する干潟を対象とし、当該干潟における鳥獣保護区の設定状況について、次の区分に従って調査する。

表5 鳥獣保護区設定状況区分表

コード	鳥獣保護区設定状況
0	鳥獣保護区の設定がない
1	鳥獣保護区の設定がある
2	鳥獣保護区特別保護地区の指定がある。

コ、 利用状況

現存する干潟を対象とし、当該干潟において、次に掲げる利用状況が見られるかどうかについて、既存の資料、知見の得られた調査区に限り判断する。

- (ア) 散 索
- (イ) 海水浴
- (ウ) 潮干狩
- (エ) 釣
- (オ) 探 鳥

サ、 清 澄 度

現存する干潟を対象とし、当該干潟の海岸汀線における海水の清澄度について、次の区分に従って、既存資料、知見の得られた調査区に限り判断する。

表 6 清澄度区分表

コード	清 澄 度 区 分	
0	きれい	海の底がよく見え、快適な気分で泳げる程度 透視度 30cm 程度以上。
1	少し汚れている	海水に浸ることが気にならない程度 透視度 20～30cm 程度。
2	かなり汚れている	海水につかる気がしない程度。 透視度 20cm 程度以下。

シ、 汚染状況

(ア) 臭 気

現存する干潟を対象とし、当該干潟の底質が、有機物汚泥の堆積等により臭気を発生させているかどうかについて、次の区分に従って、既存の資料、知見の得られた調査区に限り判断する。

表7 臭気の発生状況区分表

コード	臭気の発生状況区分
0	臭気は、ほとんどない
1	やや臭気がある
2	強い臭気がある

(イ) ゴミ等の漂着

現存する干潟を対象とし、当該干潟の干潮時におけるゴミ、廃油、その他漂着物の状況について、次の区分に従って、既存の資料、知見の得られた調査区に限り判断する。

表 8 ゴミ等の漂着状況区分表

コード	ゴミ等の漂着状況区分
0	ほとんど見られない
1	すぐ見つかるが多くはない
2	ゴミが非常に目立つ

ス、 形質変更

現存する干潟を対象とし、形質の変更（宅地造成等の人為による土砂流入、土地の採取、工事用車輛の往来等）の有無について既存の資料、知見の収集を行う。

(2) 藻 場

ア、 分布域、消滅域の決定

分布域、消滅域とも、第1回自然環境保全基礎調査の藻場分布図を参考とし、その後の資料、その他の知見を収集し調査を行う⁽⁵⁾。

イ、 面積の測定

干潟の場合と同様に行う。

ウ、 消滅理由

消滅した藻場について、干潟の場合と同様に調査す

る。

エ、 消滅域現況

消滅した藻場の現況について、干潟の場合と同様に調査する。

オ、 タイプ

各調査区内の藻場の主たるタイプについて、次の区分のいずれに該当するか調査する⁽⁶⁾。

(ア) アマモ場(アマモ以外の被子植物による藻場を含む)

(イ) ガラム場

(ウ) コンブ場

(エ) その他

カ、 藻類優先種

調査区内に優先する藻類の種類について、既存の資料、知見の収集を行う。

キ、 経年変化

現存する藻場を対象とし、当該藻場の繁茂の状況(繁茂の密度)が1973年以後、どのように変化したかについて、次の区分に従って、既存の資料、知見の得られた調査区に限り判断する。

表9 経年変化区分表

コード	経年変化
0	減少したように思われる
1	変化がほとんどないように思われる
2	増加したように思われる

ク、疎密度

現存する藻場を対象とし、当該藻場の最も繁茂する時期における疎密度について、次の区分に従って、既存の資料、知見の得られた調査区に限り判断する。

表10 藻場疎密度区分表

コード	疎密度区分
0	濃生.....海底面がほとんど植生で覆われている
1	密生.....海底面よりも植生の方が多い
2	疎生.....植生よりも海底面の方が多い

ケ、清澄度

藻場の分布域における海水の清澄度について、既存

の資料、知見の得られた調査区に限り、干潟の場合と同様に判断する。

コ、 形質変更

現存する藻場を対象とし、形質の変更（人為による土砂の流入、濤の小規模な拡幅等）の有無について、既存の資料、知見の収集を行う。

(3) サ ン ゴ 礁

ア、 分布域、消滅域の決定

(ア) 分布域（生存、死滅しているものを問わず、サンゴの形が残っている地域をいう。以下同じ）については、1 / 5 万地形図に表示されているサンゴ礁を基本とし、空中写真の読みとり、海図、既存の資料、その他の知見を参考として調査を行う。⁽⁷⁾

(イ) 消滅域（埋立、浚渫等により、サンゴが残っていない地域をいう。以下同じ）については、消滅前の1 / 5 万地形図、埋立免許関係書類等の既存資料、その他の知見を参考として調査を行う。

イ、 面積の測定

干潟の場合と同様に行う。

ウ、 消滅時期

消滅時期は、埋立免許関係書類等の既存の資料、その他の知見を参考にして調査を行う。

消滅した時点は、工事着手時とする。

エ、 消滅理由

消滅したサンゴ礁の消滅理由について、干潟の場合と同様に調査する。

オ、 消滅域現況

消滅したサンゴ礁の現況について、干潟の場合と同様に調査する。

カ、 サンゴの形態

調査区内で主に見られるサンゴの形態について、次の区分のいずれに該当するか、既存の資料、知見の収集を行う。

(ア) テーブル状

(イ) 枝 状

(ウ) 塊 状

(エ) そ の 他

キ、 オニヒトデ

(ア) 被害状況

1973年以後の、当該調査区のオニヒトデによる石サンゴ被害状況について、次の区分に従って、既存の資料、知見の得られた調査区に限り判断する。

表 11 オニヒトデ被害状況区分表

コード	オニヒトデ被害状況
0	ほとんどのサンゴが被害を受けている
1	被害が進行中である
2	被害を受けてはいない

(イ) 時期

既存の資料、知見の収集によりオニヒトデ被害の最も激しかった時期(年)について調べる。

ク、 清 澄 度

サンゴ礁の分布域における海水の清澄度について既存の資料、知見の得られた調査区に限り干潟の場合と同様に判断する。

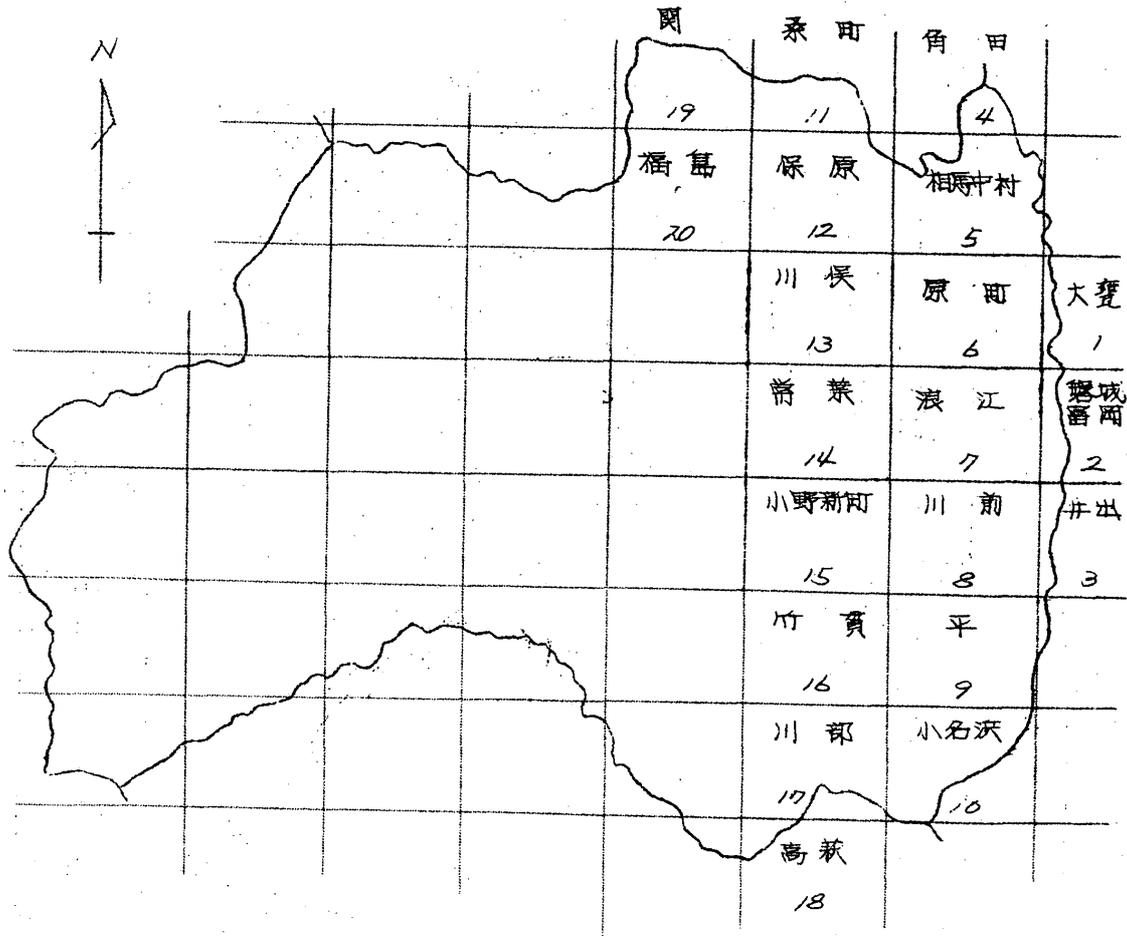
ケ、 形質変更

当該調査区内のサンゴ礁分布域における形質の変更(人為による土砂の流入等)の有無について、既存の資料、知見の収集を行う。

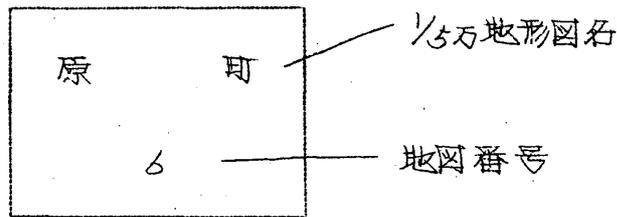
(干潟分布図作成上の注意)

1. 分布図には必ず国土地理院発行の1/5万地形図を使用する。複写図、編さん図等は使用しないこと。
2. 1/5万地形図には、都道府県単位で、東側から北から南へ「地図番号」を打つ。(下図(以下「地図番号図」という)参照)

地図番号図(例:福島県)



(例)



3. 分布図例のように、地形図の余白の所定の位置に、「タイトル」、「地図番号」、「調査年度」(西暦)、「都道府県名」を記入する。
4. 分布図例にならい、各調査区の分布域または消滅域を幅0.5mm程度の黒線で囲むとともに、各調査区の範囲を必要に応じ幅0.5mm程度の破線で示す。
5. 各調査区には、都道府県ごとに通し番号を付し、(以下「調査区番号」という。)地形図に表示する。
なお、海岸の通称が同一である調査区及び同一海域にある調査区の調査区番号は、連番とする。
また、調査区が2枚以上の地形図にわたる場合には、調査区番号は同一のものとし、それらに関係するすべての地形図に表示する。
6. 消滅域は淡赤色で彩色する。
7. 「海域名」、「海域コード」(別冊「コード番号一覧」参照)は、全分布図に、分布図例にならい、必ず記入

する。

なお、「海域区分」(別冊「コード番号一覧」参照)の界線が入る場合は、分布図例にならい幅 0.5mm 程度の青線で区切る。

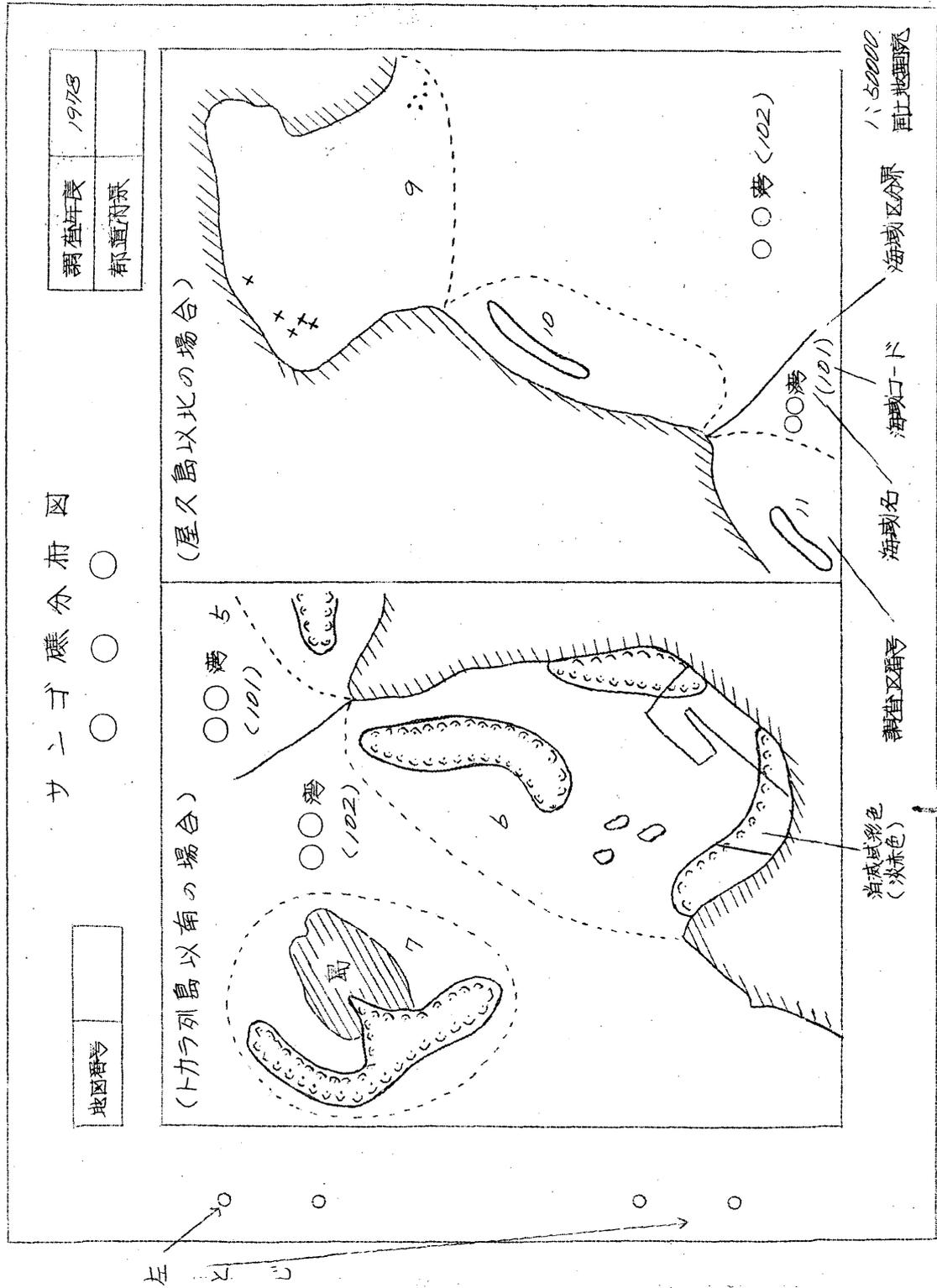
(藻場分布図作成上の注意)

1. 分布図には必ず国土地理院発行の1/5万地形図を使用する。複写図、編さん図等は使用しないこと。
2. 1/5万地形図には、都道府県単位で、東側から、北から南へ「地図番号」を打つ。(「干潟分布図」(干潟分布図作成上の注意)参照。)
3. 分布図例のように、地形図の余白の所定の位置に、「タイトル」、「地図番号」、「調査年度」(西暦)「都道府県名」を記入する。
4. 分布図例にならい、各調査区の分布域または消滅域を幅0.5mm程度の黒線で囲むとともに、各調査区の範囲を必要に応じ幅0.5mm程度の破線で示す。
5. 各調査区には、都道府県ごとの通し番号を付し、(以下「調査区番号」という。)地形図に表示する。
なお、海岸の通称が同一である調査区及び同一海域にある調査区は、連番とする。
また、調査区が2枚以上の地形図にわたる場合には調査番号は同一のものとし、それらに関係するすべての地形図に表示する。
6. 消滅域は、淡赤色で彩色する。

7. 「海域名」、「海域コード」(別冊「コード番号一覧」参照)は、全分布図に、分布図例にならない必ず記入する。

なお、「海域区分」(別冊「コード番号一覧」参照)の界線が入る場合は、分布図例にならない幅0.5mm程度の青線で区切る。

<別紙4> サング礁分布図
(分布図例)



(サンゴ礁分布図作成上の注意)

1. 分布図には必ず国土地理院発行の1/5万地形図を使用する。複写図、編さん図等は使用しないこと。
2. 1/5万地形図には、都道府県単位で、東側から、北から南へ「地図番号」を打つ。(「干潟分布図」(干潟分布図作成上の注意)参照。)
3. 分布図例のように、地形図の余白の所定の位置に、「タイトル」,「地図番号」,「調査年度」(西暦),「都道府県名」を記入する。
4. 分布図例にならい、各調査区の分布域または消滅域を幅0.5mm程度の黒線で囲む。分布域または消滅域が小さくて黒線で囲めない場合は、分布域は黒「・」印で、消滅域は黒「×」印で表示する。
また、各調査区の範囲を必要に応じ幅0.5mm程度の破線で示す。
5. 各調査区には、都道府県ごとの通し番号を付し、(以下「調査区番号」という。)地形図に表示する。
なお、海岸の通称が同一である調査区及び同一海域にある調査区は連番とする。
また、調査区が2枚以上の地形図にわたる場合には

調査区番号は同一のものとし、それらに関係するすべての地形図に表示する。

6. 消滅域は淡赤色で彩色する。
7. 「海域名」、「海域コード」(別冊「コード番号一覧」参照)は、全分布図に、分布図例にならい、必ず記入する。

なお、「海域区分」(別冊「コード番号一覧」参照)の界線が入る場合は、分布図例にならい幅0.5mm程度の青線で区切る。

(調査票記入上の注意)

1. 調査票は、海域区分ごとに作成する。
2. 「海域コード」「海域名」には、それぞれ該当するものを記入する。
3. 「枝番」には、同一海域に関する調査票が2枚以上にわたる場合に、当該調査票が何枚目のものであるかを示す番号を記入する。
4. 「調査年度」(西暦)「都道府県」には、それぞれ該当のものを記入する。
5. 「調査区番号」には、分布図に表示されている調査区番号を記入する。
6. 「地図番号」には、当該調査区が表示されている分布図(1/5万地形図)の地図番号を記入する。
7. 「地名」には、当該干潟または、干潟の存する海岸等の通称を記入する。
8. 「市町村」「行政コード」には、それぞれ当該調査区が属する市町村名、当該市町村のコード番号(別冊「コード番号一覧」参照)を記入する。
9. 「面積」には、現存する干潟の調査区の場合には「分布域」欄に、消滅した干潟の調査区の場合には、

- 「消滅域」欄に、当該干潟の面積を記入する。
10. 「消滅時期」には、消滅した時期を年（西暦）で記入する。
 11. 「消滅理由」には、表1「消滅理由区分表」に従って、消滅の理由をコードで記入する。
 12. 「消滅域現況」には、表2「消滅域現況区分表」に従って、消滅域の現況の内、主要なもの1例につきコードで記入する。
 13. 「タイプ」には、当該干潟の主たるタイプについて該当する欄に数字の「1」、該当しない欄には数字の「0」を記入する。
消滅した干潟についても、消滅前の状況により記入する。
 14. 「底質」には、当該調査区の底質の状況について、該当する欄に数字の「1」、該当しない欄には数字の「0」を、知見のある限りにおいて記入する。
 15. 「清澄度」には、当該干潟の海岸汀線における海水の清澄度について、知見のある限りにおいて、表6「清澄度区分表」に従ってコードを記入する。
 16. 「植生」には、調査区内の植生の内、主要なもの1

例について、知見のある限りにおいて表3「干潟植生区分表」に従ってコードで記入する。

17. 「鳥類」の「渡来」及び「保護区」には、当該調査区におけるシギ、チドリ類の渡来状況及び鳥獣保護区の設定状況について、知見のある限りにおいてそれぞれ表4「シギ・チドリ類渡来状況区分表」、表5「鳥獣保護区設定状況区分表」に従ってコードで記入する。(8)
18. 「利用状況」には、当該調査区の利用状況について該当する欄に、数字の「1」、該当しない欄には数字の「0」を知見のある限りにおいて記入する。
19. 「形質変更」には、当該調査区において、土砂の採取等の形質の変更が見られる場合には、数字の「1」、見られない場合には、数字の「0」を、知見のある限りにおいて記入する。
なお、形質変更が見られる場合には、「備考」欄に、その内容を記入する。
20. 「汚染状況」の「臭気」及び「ゴミ等の漂着」には、当該干潟の汚染状況について、知見のある限りにおいて、それぞれ表7「臭気の発生状況区分表」、表8

- 「ゴミ等の漂着状況区分表」従ってコードで記入する。
21. 「開発計画」には、当該干潟に、干拓、浚渫等の干潟を破壊する計画がある場合に数字の「1」、ない場合に数字の「0」を知見のある限りにおいて記入する。
 22. 「備考」には、コード表示、有無の表示だけでは内容を表示しきれない等の場合に、簡略に具体的内容を記す。
また、当該干潟の現存を望む住民運動等がある場合には、その旨を記入する。

(調査票記入上の注意)

- 1 調査票は海域区分ごとに作成する。
- 2 「海域コード」、「海域名」、「枝番」、「調査年度」、「都道府県」、「調査区番号」、「地図番号」、「地名」、「市町村」、「行政コード」には、「干潟調査票」(調査票記入上の注意)にならぬ該当する事項を記入する。
- 3 「面積」には、現存する藻場の調査区の場合には「分布域」欄に、消滅した藻場の調査区の場合には「消滅域」欄に、当該藻場の面積を記入する。
- 4 「消滅理由」及び「消滅域現況」には、それぞれ表1「消滅理由区分表」、表2「消滅域現況区分表」に従って、該当する事項をコードで記入する。
- 5 「タイプ」には、当該藻場の主たるタイプについて、該当する欄に数字の「1」、該当しない欄には数字の「0」を記入する。
消滅した藻場についても、消滅前の状況により記入する。
- 6 「藻類優先種」には、当該藻場の優先種名数種を和名(カタカナ書き)で優先順に、知見のある限りにお

いて記入する。

- 7 「経年変化」には、当該藻場の繁茂状況の経年変化（1973年以後）について、知見のある限りにおいて、表9「経年変化区分表」に従ってコードで記入する。
- 8 「疎密度」には、当該藻場の最も繁茂する時期における疎密度について、知見のある限りにおいて、表10「藻場疎密度区分表」に従ってコードで記入する。
- 9 「清澄度」には、当該藻場の分布域における海水の清澄度について、知見のある限りにおいて、表6「清澄度区分表」に従ってコードで記入する。
- 10 「形質変更」には、当該調査区において、人為による土砂の流入等の形質の変更が見られる場合には、数字の「1」、見られない場合には、数字の「0」を、知見のある限りにおいて記入する。

なお、形質変更が見られる場合には、「備考」欄にその内容を記入する。
- 11 「開発計画」には、当該藻場に、干拓、浚渫等の、藻場を破壊する計画がある場合に数字の「1」、ない場合に数字の「0」を知見のある限りにおいて記入する。

12 「備考」には、コード表示、有無の表示だけでは内容を表示しきれない等の場合に、簡略に具体的内容を記す。

また、当該藻場の保存を望む住民運動等がある場合には、その旨を記入する。

(調査票記入上の注意)

- 1 調査票は海域区分ごとに作成する。
- 2 「海域コード」, 「海域名」, 「枝番」, 「調査年度」, 「都道府県」, 「調査区番号」, 「地図番号」, 「地名」, 「市町村」, 「行政コード」には、「干潟調査票」(調査票記入上の注意)にならって該当する事項を記入する。
- 3 「面積」には、1調査区内のサンゴ礁の面積について、現存するサンゴ礁の面積(生存するサンゴ礁及び死滅したサンゴ礁の合計面積)を「分布域」欄に、消滅したサンゴ礁の面積を「消滅域」欄に記入する。
- 4 「消滅時期」には、消滅した時期を年(西暦)で記入する。
- 5 「消滅理由」には、表1「消滅理由区分表」に従って、消滅の理由をコードで記入する。
- 6 「消滅域現況」には、表2「消滅域現況区分表」に従って消滅域の現況をコードで記入する。
- 7 「サンゴの形態」には、当該サンゴ礁で見られる主要なサンゴの形態について該当する欄に数字の「1」, 該当しない欄には数字の「0」を記入する。

- 8 「オニヒトデ」の「被害状況」には 1973 年以後の当該調査区におけるオニヒトデの被害状況を、知見のある限りにおいて、表 11「オニヒトデ被害状況区分表」に従って、コードで記入する。
- 9 「オニヒトデ」の「時期」には、1973 年以後のオニヒトデ被害の最も激しかった時期（西暦）を知見のある限りにおいて記入する。
- 10 「清澄度」には、当該サンゴ礁の分布域における海水の清澄度について、知見のある限りにおいて、表 6「清澄度区分表」に従ってコードで記入する。
- 11 「形質変更」には、当該調査区において、人為による土砂の流入等の形質の変更が見られる場合には、数字の「1」、見られない場合には、数字の「0」を、知見のある限りにおいて記入する。

なお、形質変更が見られる場合には、「備考」欄にその内容を記入する。
- 12 「開発計画」には、当該サンゴ礁に、干拓、浚渫等のサンゴ礁を破壊する計画がある場合に数字の「1」、ない場合に数字の「0」を、知見のある限りにおいて記入する。

13 「備考」には、コード表示、有無の表示だけでは内容を表示しきれない等の場合に、簡略に具体的内容を記す。

また、当該サンゴ礁の保存を望む住民運動等がある場合には、その旨を記入する。

< 補足事項 >

- 1 . 干潟の調査対象には人工的に造成された干潟も含める。なお、人工干潟の場合は、その旨備考欄に注記する。

- 2 . 調査対象で「面積が1 ha以上であること。」とは、1 / 5万地形図で、当該分布域（消滅域）が、2 mm × 2 mm 又は1 mm × 4 mm 以上の広がりとして表示されるものをいう。それ以下の幅で、細長く連続する干潟、藻場は、調査対象としない。

- 3 . 本調査は、主として既存資料にもとづいて行うが、既存資料その他知見がほとんどない場合は、経費の許すかぎり現地確認調査、聞きとり調査等を実施するよう努めること。

- 4 . 干潟については、1 / 5万地形図に表示されていないものもあると考えられるため、地元で照会する等、もれのないように努めること。

- 5 . 藻場については、水産庁の水産研究所等にも資料があるものと考えられるので、広く各方面から資料収集に努めること。

- 6 . 藻場のタイプ（P 8 - 24、P 8 - 45、46）の区分については、次の主要構成種によるものとする。
なお、当該藻場のタイプがアマモ場、ガラモ場、コンブ

場に当らず、「その他」に区分される藻場であっても、既存文献等で、アラメ場（アラメ、カジメ、ワカメ）アオサ場、テングサ場等のタイプに区分できる場合には、藻場調査票の「備考」欄にその名称を記入する。

藻場のタイプ区分

藻場のタイプ	主要構成種
アマモ場	アマモ、コアマモ等被子植物による藻場
ガラモ場	ホンダワラ類
コンブ場	主としてコンブ属 [*] による藻場（海中林を形成するようなもの）
その他	アラメ、カジメ、ワカメ、アオサ、テングサ等上記以外の種

（注）「主としてコンブ属」とは、コンブ科のうち、アラメ属、カジメ属、ワカメ属、アイヌワカメ属以外の属をさすものとする。

7. サンゴ礁については、カラー空中写真の利用が有効であると思われるので、できればそれを利用することが望ましい。なお、カラー空中写真は（財）日本地図センター（〒102 東京都千代田区九段南4-8-8 ポンピアンビル TEL 03-230-1108）で販売している。
（密着焼印画 2500円） （8-26）

8. 別表 3に掲げる者が動物分布調査（鳥類）に

おける日本野鳥の会の代表調査員であるので、干潟調査票の「鳥類」欄の記入にあたっては適宜意見を聞くことがよいと思料される。(8 - 43)